					[事務所だより]こ?	56は全部お読みいただいても5分で	<u>र</u> ु.
	KI	Aozora Key		あおぞら キー	インフォメーション	2011. 6月 VOL.	68
Ał			Information			あおぞら人事・労務サポート 発行	ī

1.「ねんきんネット」の活用方法 ~年金加入記録を確認しよう~

2月28日より日本年金機構ホームページ上で「ねんきんネット」サービスが始まりました。「ID、パスワード、インターネットに接続できる環境」の3つがあれば、いつでも最新の年金記録が確認できます。従来の「ねんきん定期便」(以下、「定期便」)よりも情報が新しく、かつ情報量も多いため、わかりやすく簡単に自分の記録を確認することができます。

現在利用できるのは、 年金記録照会と 『私の履歴整理表』の作成です。 は、月別表示のものが一覧でき、加入開始 時から直近(原則として約1カ月前)までの自分の加入記録のすべてをいつでも確認できることです。ねんきん定期便では、 毎年の誕生日前に送付されるだけで、記録も 2010 年度分からで、35 歳、45 歳、58 歳以外の加入者については、誕生月

の直近1年間分に限定されていました。制度ごとの加入記録や加入期間の合計に ついても、ネットのほうが情報は豊富です。国民年金保険料の納付状況のほか、 厚生年金では勤務先名称や標準報酬月額などが月単位で表示されます。注意を 要する月は色つきになっているなど、見やすくなりました。 は、画面の指示に従え ば、転職や婚姻などの情報が簡単に整理できます。

利用登録方法は、2つ。ねんきん定期便に記載された固有のアクセスキーを入力 する方法と、インターネットを通じて ID・パスワードを取得する方法があります。

年金制度はとても複雑な仕組みですが、ねんきんネットを上手に活用することで、 年金制度への理解が進むことが期待されています。年金には、関心があるが「難し い、よくわからない」と、敬遠してしまいがちですが、みなさんも一度ご自分の記録 を確認してみて、「私の履歴整理表」など作成してみてはいかがでしょうか。

2. 外国人の雇い入れ ~ 雇い入れ時の注意点・ポイント~

外国人を採用するときは、在留資格と在留期間を確認する必要があります。日本に在留する外国人は、入国の際に与 えられた在留資格の範囲内で、定められた在留期間に限り、在留活動(就労等)が認められているからです。したがって、 外国人を採用する場合には、就労させようとする仕事の内容が在留資格の範囲内であるか、在留期間を過ぎていないか を確認しなければなりません。在留資格及び在留期間は、外国人登録証明書、パスポート等によって確認することができ ます。現在、在留資格には、次のものがあります。

1、外交 2、公用 3、教授 4、芸術 5、宗教 6、報道 7、投資・経営 8、法律・会計事務 9、医療 10、研究 11、教育 12、技術 13、人文知識・国際業務 14、企業内転勤 15、興行 16、技能 17,技能実習 18、文化活動 19、短期滞在 20、留学 21、研修 22、家族滞在 23、特定活動 24、永住者 25、日本人の配偶者等 26、永住者の配偶者等 27、定住者

1~17 各在留資格に定められた範囲での就労が可能、18~22 就労不可、23 個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否決定、24~27 制限な〈就労可、となります。

在留資格で決められた活動以外の活動や、就労が認められない在留資格で就労を 行った場合には不法就労となり、在留期間を超えて在留した場合には、不法在留で、 この場合は在留資格の変更、在留期間の更新を行わなければなりません。

編集後記

先日、休みを利用して島根県の出雲大社と、その周辺のスピリチュ アルパワーの強いといわれる神社をめぐりました。神社ではご神体が杉 の木ということが多いのですが、ガイドさんに御神体の杉からパワーをい ただく方法を教えてもらい、早速実践して木に抱きつかせていただきま した。まさにホントに気のせいか?!、身体がじんわり温まる感じがしまし た。(秋山) イラストの6月4日は「虫歯予防デー」にちなんで。



あおぞら人事・労務サポート 特定社会保険労務士 秋山幸子(登録 NO.13050514) 三鷹市下連雀 3-33-7-701 TEL:0422-24-8625 FAX:0422-24-8605 E-mail: info@aozora-sr.com URL: www.aozora-sr.com



責任編集:社会保険労務士 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)